

「暮らしの相談ステーション」

相談事例のご紹介

ケース1 「隣人の通院付添を辞めたい」 受付者：地域包括支援センター

<相談者の概要>

- ・年代不明、女性。
- ・市内在住。
- ・家族構成は不明だが、市外に実の両親（高齢）が居て、時々様子を見に行っている。

<相談内容>

- ・隣家の高齢女性（80代）に頼られ、通院に付き添っている。
- ・先回の通院の際、高齢女性が転びかけて、とても怖かった。
- ・自分の両親も気にかける必要があり、高齢女性の付添を自分がいつまでできるか分からない。
- ・**他に付き添える人がいるか、本人の同意が無くてもこういう所（包括）に相談しても良いのか。**

<対応>

- ・ご本人（高齢女性）の同意が無くても、地域包括支援センターに相談することは問題ない。
- ・「自分一人で何とかしよう」とは思わなくて大丈夫。

↓
以上の2点を伝えると、
「自分がずっと通院付添できる訳ではない、と高齢女性に伝えるつもり。
伝えた後、改めて相談させてほしい」と言われて電話を切られた。



「あなたの法人の広報紙やホームページ等で「暮らしの相談ステーション」のPRをお願いします！」



ポイント

話をしただけで気持ちが落ち着き、相談が一旦終了する場合も多いです。
一回の相談で全て解決しようと思わず、必要に応じて段階的に関わることも大切です。
「状況が（または心境が）変わったら、いつでも相談してOKですよ」と相談者に伝えると、相談者の安心と信頼関係づくりにつながります。

3月20日の情報交換会でも取り上げますが、実際に寄せられた相談内容をご紹介します。（本紙面では内容を多少変えて紹介）

ケース2 「保証人を頼める人がいない」 受付者：高齢分野の施設 ⇒ 社協

<相談者の概要>

- ・70代、男性。
- ・市内で一人暮らし。家は持ち家。
- ・妻は他界、子どもはなし。自分のきょうだいも他界。
- ・妻の姉は存命だが、遠方で疎遠。要介護のため姪夫婦と同居。
- ・近所に知人や友人はいない。
- ・金銭面では困っていない。
- ・身の回りのことは一人でできるが、心臓に持病あり。

<相談内容>

- ・今は不安は無いが、持病が悪化した時が心配。
- ・かかりつけ医から「入院や手術には保証人が必要」と聞いたが、姪に頼むのは気が引ける。**誰に保証人を頼めば良いか。**

<受付法人での対応>

- ・受け付けた法人では返答できなかったため、相談者の同意を得て社協へ連絡。
⇒社協から改めて相談者へ電話。

<社協の対応>

- ・入院・退院時の支援や、保証人の問題に対しては社協で事業化を検討中。
- ・実際に保証人が必要になったら改めて相談してほしい。
- ・相談者から話を聞く内、今後の生き方についても悩んでいると気付いたため、ボランティア活動やサロン活動の情報を提供。

↓
以上を伝えると、保証人については安心された。
「ボランティア登録を検討してみる」と言われて電話を切られた。

ポイント

対応方法が分からないときは、相談者の同意を得た上で他の法人や行政に相談しましょう。
どこに連絡すれば分からなければ、ひとまず社協へ！

おしらせ

「暮らしの相談ステーション 実績報告」の提出のお願い
平成29年度（10～3月）の「実績報告」を、30年4月27日（金）までに社協へ提出してください。※改めて文書を各法人へお送りします